

誓約書

年 月 日

取手市長 殿

住 所

氏 名
(名 称)

原動機付自転車等の商品標識の交付を申請するに当たり、次の事項を遵守します。

- 1 商品標識は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗、販売又は回送の目的で臨時に運行する場合のみ使用します。
- 2 商品標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用しません。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に商品標識及び証明書を返納します。
 - (1) 交付期間が満了したとき。
 - (2) 原動機付自転車等の主たる定置場を市内に有しなくなったとき。
 - (3) 休業又は廃業したとき。
- 4 商品標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、原動機付自転車等商品標識毀損等届により、直ちにその旨を市長に届出し、当該商品標識の毀損又は亡失が故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めます。